

特別徴収のしおり

- 異動届出書（3部）
- 特別徴収切替届出（依頼）書（1部）
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（1部）
- ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書
同封書類
- 納入書
- 町・県民税特別徴収税額のお知らせ（特別徴収義務者用）
- 町・県民税特別徴収税額のお知らせ（納税義務者用）

吉岡町

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560

電話（0279）54-3111

ファックス（0279）54-8681

町・県民税特別徴収の取扱い方について

地方税法、県税条例及び町税条例の規定により、給与所得者に対する町民税、県民税は特別徴収の方法によらなければならないことになっておりますので、新たに該当する事業所はもちろん、今まで特別徴収をしていた事業所も、下記の取扱要領をよくご覧のうえ、ご協力をお願いします。

1. 特別徴収について

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、納税者に代わって、その年税額を6月から翌年5月の12回に分けて、給与から差し引いて納めていただく方法です。

年税額を4回に分けて納税していただく普通徴収の方法に比べて、納税者にとっては比較的納税しやすい方法です。(法321条の3)

2. 特別徴収の指定について

特別徴収義務者として指定を受けますと法律の定めるところにより、個人の都合でこれを拒絶したり徴収をおこたることはできません。(法321条の4)

3. 特別徴収税額の通知書の交付について

同封いたしました特別徴収税額の通知書をすぐ納税者に交付してください。(法321条の4) 退職その他の事由によって交付不能の人がいましたら、異動届出書をつけてお返しく下さい。

4. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額に誤りがあったり、減免等によって税額が変更されたときは「税額変更通知書」を送付しますので、変更通知書に指定してある月から変更後の月割額によって徴収してください。

なお、納税者の税額変更通知書はすぐ本人に交付してください。(法321条の6)

5. 納入申告書について(退職、異動)

異動のあったとき、又は退職所得のあったときは、月割額の納入とともに翌月10日までに納入申告書に必要事項を記入のうえ提出してください。

退職所得については分離課税による所得割を納入してください。(法50条の5・法328条の5)

6. 退職又は転勤等の場合の未納月割額

○一般の場合

退職や転勤などによって特別徴収をしなくなった月割額は、普通徴収の方法によって納付していただくこととなります。

○特別の場合

(1) 本年6月1日から12月31日までの間に退職した納税者で、本人より申出があった場合、納税者に支払われるべき給与又は退職手当等から残りの税額を特別徴収の方法により一括徴収して翌月10日までに納入してください。

(2) 翌年の1月1日から4月30日までの間に退職等のあった場合は、5月31日までの残りの税額を一括徴収してください。

7. 特別徴収の継続

4月2日以降、給与所得者である納税義務者の給与支払者が変わっても、納税義務者に特別徴収の希望がある場合、新しい給与支払者を経由して、特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出により、継続して特別徴収をいたします。

8. 徴収について

(1) 毎月給与支払の際月割額を徴収し、翌月10日までに納入書により納入してください。(法321条の5)

(2) 納期限までにこの税金が完納されないときは、その翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう)に年1%を加算した割合)に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

9. 払込指定金融機関

※納付場所

吉岡町役場

指定金融機関

群馬銀行本支店

指定代理金融機関

北群渋川農業協同組合本支店

収納代理金融機関

東和銀行本支店

しのめ信用金庫本支店

北群馬信用金庫本支店

ぐんまみらい信用組合本支店

利根郡信用金庫本支店

中央労働金庫本支店

ゆうちょ銀行・郵便局

(ただし、埼玉県、東京都、茨城県、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局で納期限内のもののみ取り扱います。)尚、その他のゆうちょ銀行・郵便局をご利用の際は、しおりに添付してありますゆうちょ銀行・郵便局指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局に提出して下さい。

10. 問い合わせ先

吉岡町役場 税務会計課 税務室 0279-54-3111

※法とは、地方税法(昭和25年法律第226号)をいう。

特別徴収義務者 様

群馬県
吉岡町長



町民税・県民税 特別徴収義務者の指定と税額の通知について

町民税・県民税の特別徴収につきましては、平素からご協力いただき感謝申し上げます。

さて、地方税法第41条及び第321条の4第1項の規定により、貴社を本年度の町民税・
県民税特別徴収義務者に指定します。

つきましては、町民税・県民税特別徴収関係書類一式を送付いたしますので、事務ご繁忙
中誠にお手数とは存じますが、ご協力をお願い申し上げます。

なお、同封の「町・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」については納税義務者
本人に交付していただくとともに、転勤・退職等異動があった場合には、すみやかに異動届
出書の提出をお願いします。

異動届出書の提出について

◎退職、転勤、休職などにより、給与から町・県民税を特別徴収できなくなったときは、その事由が発生した翌月10日までに異動届出書を税務会計課税務室に提出してください。

◎異動届出書は以下の要領にしたがって記入してください。

①一括徴収する場合（記入例1 を参照）

「異動後の未徴収税額の徴収」欄の『2. 一括徴収』に○を付けて、一括徴収予定額、納入月を記入して、異動者印を押して提出してください。（ただし、1月1日から4月30日までの期間については一括徴収が義務となっているため異動者印は不要です。）

※上記期間以外でも、出来る限り一括徴収での納付をお願いします。

②転勤等により別の事業所で特別徴収となる場合（記入例2 を参照）

「異動後の未徴収税額の徴収」欄の『1. 特別徴収継続』に○を付けて、新勤続先を經由して提出してください。

③一括徴収できない場合（記入例3 を参照）

「異動後の未徴収税額の徴収」欄の『3. 普通徴収』に○を付けて提出してください。未徴収税額につきましては、普通徴収として直接ご本人宛に納税通知書を送付させていただきます。

◎異動届出書等の用紙が不足した場合、コピーしたものを使用されても結構です。

特別徴収納入書記載例

数字記入上の注意

良い例	悪い例	
8	8	かすれないように濃く
6	6	つなぐべき線は確実につなぐ
0	0	余計なヒゲを出さないように
2	2	枠内に大きく
9	9	文字枠からはみ出さないように
100	100	続けない
4	4	4の頭はつなげないように

記入例

年 月 分		指 定 番 号					
X X 0 6		0 0 0 1 2 3 4 5					
103454		給与分 (一括徴収 分を含む)	2 3 0 0 0				
納入すべき金額を右の納入金		納 入 金	退 職 所得分	6 0 0 0 0 0			
額(2)の欄に記入してください。		延滞金					
納期限	令和XX年7月10日						
取りまとめ店		(2)					
〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター		合計額	6 2 3 0 0 0				

退職所得に係る町・県民税の取り扱いについて

退職手当等の支払を受ける場合における退職所得に係る町・県民税については、退職手当等の支払をする者が、その支払をする際に、他の所得と分離して町・県民税額を計算し、支払額からその税金を天引きして徴収していただくことになっております。

◎納入先及び納期限

納入先は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所所在の市町村です。

納期限は、徴収した翌月の特別徴収の納期限になります。

◎退職所得に係る町・県民税額の算出のしかた

退職所得等の収入金額	－	退職所得控除額	=	退職所得控除後の金額	←	この金額をそのまま退職所得に係る特別徴収税額表に当てはめて税額を算出します。(勤続年数5年以内の法人役員等を除く)
------------	---	---------	---	------------	---	---

〈退職所得控除額〉

(ア) 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は、80万円)

(イ) 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×(勤続年数－20年)

なお、障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合には、上記により計算した額に100万円が加算されます。また、勤続年数は、退職手当を支給するための計算上の年数ではなく、実際の勤続年数により計算し、1年未満の端数は1年として計算します。

【記載例】 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記入例 1

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		12345		※市町村ごと に異なります	
宛名番号					
課・係		経理課			
氏名		吉岡 花子			
電話		0279-54-3111 (内線)			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号					
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須) 12 月分まで納入 (月 日納期分) 3. 普通徴収 理由		2,550,000 控除社会 保険料額 126,000	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)		他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)			
2 (普C)		給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)			
3 (普D)		給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)			
4 (普E)		事業専従者 (個人事業主のみ対象)			

吉岡町長 殿		住所(居所) 又は所在地		〒370-3692 吉岡町大字下野田1234	
○年△月×日提出		フリガナ		カブシキガイシャ ヨシオカシヨウジ	
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称		株式会社 吉岡商事	
		代表者の 職氏名		吉岡 一郎	
		個人番号 又は法人番号		××××××××××××	
給与所得者		異動年月日		〇〇年11月28日	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		ヨシオカ タロウ	
123		氏名		吉岡 太郎 (旧姓)	
生年月日		昭和・平成		年 月 日	
個人番号					
1月1日 現在の住所				吉岡町大字下野田1	
給与の支払を受け なくなった後の住所					
		特別徴収税額 (年税額)		123,000	
		(イ) 徴収済額		6月から12月まで 11月まで5月まで 円 円	
		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		61,800 61,200	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		12・20	61,200	61,200
異動者印				

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係		新しい勤務先では 月割額 円を	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号		月分から徴収し、納入します。	
フリガナ		氏名		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称		電話		納入書 要・不要	
代表者の職氏名		(内線)			

※市町村記入欄

【提出先】 〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560 吉岡町役場 税務会計課税務室

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 「転勤(転職)等による特別徴収届出書」の欄には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。
4 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
5 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付し、一括徴収することが義務づけられています。

御注意

記載例
退職
普通徴収

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 記入例 3

記入例 3

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		12345		※市町村ごとに異なります	
宛名番号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係		経理課	
氏名		吉岡 花子			
電話		0279-54-3111 (内線)			
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)		円 2,550,000	
		月分で納入 (月 日納期分)		控除社会 保険料額	
		③ 普通徴収 理由 異動の事由のとおり		円 126,000	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
氏名		続柄		1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	
住所				2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が〇〇万円以下)	
電話				3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	
				4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)	

吉岡町長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所) 又は所在地		〒370-3692 吉岡町大字下野田1234					
○年△月×日提出				フリガナ		カブシキガイシャ ヨシオカシヨウジ					
				氏名又は名称		株式会社 吉岡商事					
				代表者の 職氏名		吉岡 一郎					
				個人番号 又は法人番号		××××××××××××××					
給与所得者				異動年月日		〇〇年12月19日					
受給者番号(整理番号)		フリガナ		ヨシオカ		タロウ					
123		氏名		吉岡 太郎		〔旧姓〕					
生年月日		昭和・平成		年		月		日			
個人番号											
1月1日 現在の住所				吉岡町大字下野田1							
給与の支払を受け なくなった後の住所											
						特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア)-(イ)	
						123,000		6月から		1月から	
								12月まで		5月まで	
								円		円	
								72,000		51,000	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円	円
異動者印			円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係		新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		氏名		月割額 円を	
フリガナ		電話		月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称		(内線)		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名				納入書 要・不要	

※市町村記入欄

【提出先】 〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560 吉岡町役場 税務会計課税務室

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

3 2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 吉岡町長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごと に異なります
		名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職 氏 名												氏名		
		法人番号														

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日

年 月 日

事 項	変 更 前 (旧)	※変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	— — (内線)		— — (内線)	
変 更 理 由 (該 当 番 号 に ○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()			

統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所在地	〒 _____									
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ										
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		名 称										
	指定番号 _____ ※市町村ごとに異なります		電話番号	— — (内線)									
	指定番号 _____ ※市町村ごとに異なります		法人番号										
		特別徴収義務者 指 定 番 号											※市町村ごと に異なります

【提出先】 〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 吉岡町役場 税務会計課税務室

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

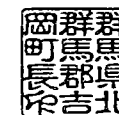
なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

切
り
と
り
せ
ん

年 月 日

ゆうちょ銀行・郵便局長 様

吉岡町長



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を本町の町県民税（特別徴収税額）納入取扱局にしたので通知します。

- 1 口座番号 00190-6-960250
- 2 加入者名 吉岡町会計管理者
- 3 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター